

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 督促処分取消等、過誤納金返還等、通知処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成30年5月10日不受理・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成29年9月7日判決、本資料267号-103・順号13052)

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号(甲事件)、平成●●年(〇〇)第●●号(乙事件)、平成●●年(〇〇)第●●号(丙事件)、平成28年11月17日判決、本資料266号-157・順号12935)

決 定

申立人	A
申立人	B
上記兩名訴訟代理人弁護士	関戸 一考ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	市本 大輔

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年5月10日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 小池 裕
裁判官 池上 政幸
裁判官 木澤 克之
裁判官 山口 厚
裁判官 深山 卓也